

# 一関市森林整備計画 第一次変更計画

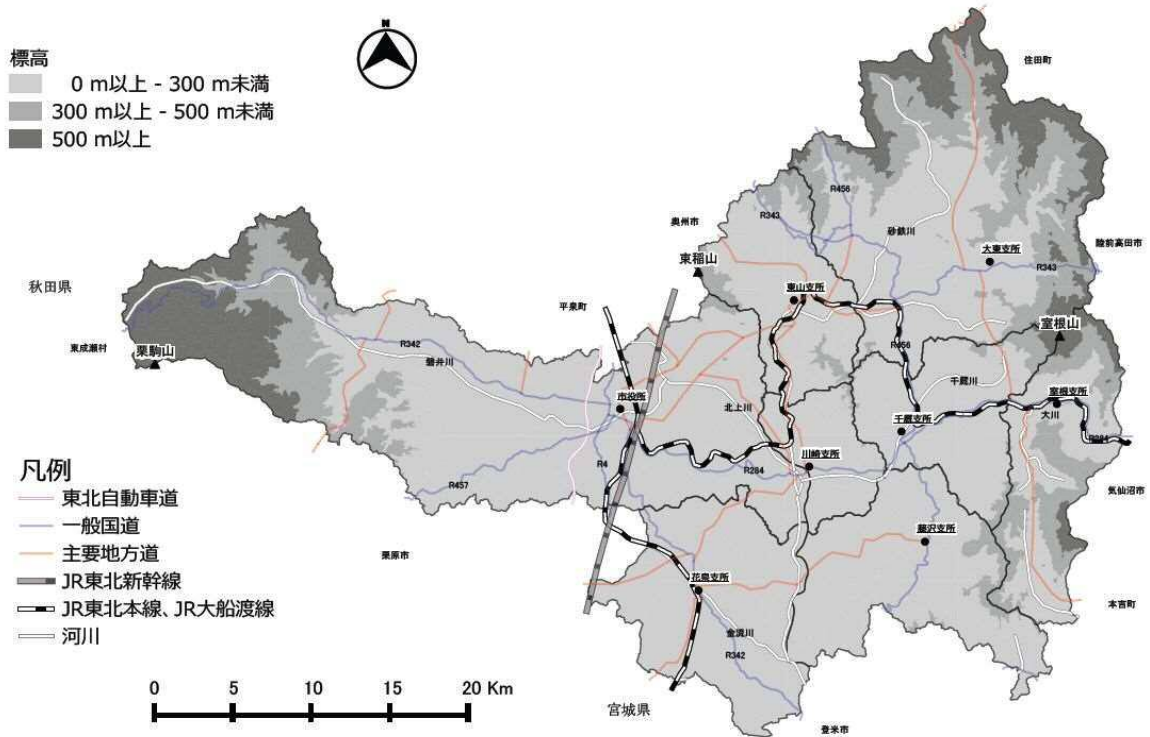
変更計画期間  $\left( \begin{array}{l} \text{自 令和 8年 4月 1日} \\ \text{至 令和15年 3月31日} \end{array} \right)$

計画期間  $\left( \begin{array}{l} \text{自 令和 5年 4月 1日} \\ \text{至 令和15年 3月31日} \end{array} \right)$

令和8年3月

岩 手 県  
一 関 市

# 一関市位置図



## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1	間伐の定義	
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
3	保育の種類別の標準的な方法	
4	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	19
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	23
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林の保護に関する事項	27
第1	鳥獣害の防止に関する事項	27
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	27
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	30
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	31
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本市は、岩手県の南端に位置し、西は栗駒山（1,626m）など奥羽山脈の山々がそびえ、内陸部を挟んで東に室根山（895m）や原台山（894m）などの北上高地の山々が連なっている。

気象は、年平均気温が11.7℃と県内では比較的温暖であるが、西の奥羽山系は高標高地帯で冬期間は積雪量が多く、一方、東側は太平洋側の気候に属し、冬期間も晴れやすい地域となっている。

市の総面積125,642haのうち森林は79,317haと全体の63.1%を占め、その内訳は国有林が10,092ha、民有林が69,225haとなっている。民有林のうち人工林は30,898haと44.6%を占め、県内で第1位の広さとなっている。これらは戦後積極的な拡大造林が進められた結果、56～60年生（12齢級）を中心とした資源構成となっており、本格的な利用伐期を迎え、搬出間伐や主伐等木材の安定供給及び主伐後の更新を行い森林資源の循環利用を進める時期となっている。

木材生産・流通については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外国産材の輸入量減少に伴う木材不足、いわゆるウッドショックによって、建築材を中心に木材価格が一時的に高騰したが、立木価格の上昇は限定的であった。また、その後起きたロシアによるウクライナ侵攻により今後の先行きが不透明となった。これらの要因により、将来の森林経営における収益性の低さから森林所有者の経営意欲は減退しており、再造林率の低下や放置される森林が増加するとともに林業労働者の減少・高齢化等、厳しい状況が続いている。

一方、カーボンニュートラルの推進から、二酸化炭素を貯蔵する木材の建築材利用や、二酸化炭素を吸収する森林の地球温暖化防止機能をはじめとして、水源涵養<sup>かん</sup>や国土保全等の公益的機能に対する関心が高まってきており、健全で活力ある森林の形成と維持が求められていることから、森林経営の収益性を高め、森林所有者の森林経営の意欲を高めることで森林の整備につなげる必要がある。

収入を高めるためには、木を建築用材など利用価値の高い部位から段階的に利用し、最後まで余すことなく利用する「木材のカスケード利用」を進めることが重要である。木材の建築材利用を進めるほか、低質材の木質バイオマス利用の促進や原木しいたけ栽培をはじめとする特用林産の振興などを推進していく。

また、支出を低減させるためには、施業の集約化や保育作業に係る費用低減の試み、作業道などの路網整備、スマート林業の導入のほか、レーザー計測など森林所有者が自己所有林の状況を把握するための支援を行っていく必要がある。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森 林 の 姿
水源涵養 <sup>かん</sup> 機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮する機能であるが、属地的に機能が発揮されるものとして原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ① 森林整備の基本的な考え方

本市の森林資源は、人工林率が高く、利用可能な林齢に達した森林が多くあり、今後、地域の格差はあるものの素材の賦存量は増える傾向にある。

一方、市民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、森林の有する水源涵養、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全の期待が高まるなどしている。そのため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっている。

森林の整備に当たっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育及び間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進し、温室効果ガス排出削減事業（J-クレジット）などの取組を実施する。

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

- ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- エ 保健文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- オ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

本市の森林所有者は、保有面積5ha未満の小規模林家が7割以上を占め、個別の経営では生産効率が上がらず、収益を確保できない状況にある。

そのため、森林所有者に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林所有者等へ積極的に働きかけ、森林経営計画を立て、施業の集約化を進める事業体等を育成し、長期的な施業受委託等が普及・定着するよう努める。

集約化を進める事業体等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行うほか、航空レーザー計測等で得られたデジタルデータを利用した事業の推進を図り、事業体は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行うことを推進する。

## ② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設にあたっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、切捨間伐から搬出間伐への転換を図っていく。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

### ア 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養<sup>かん</sup>の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することを基本とする。

#### イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

#### エ 保健文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備と美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、生物多様性保全機能については、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

保健、風致等のため、適切な管理を推進することとする。

#### オ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

市民の多様なニーズに応じた森林資源の整備を推進する必要がある。そのためには、森林を健全な状態に育成し循環利用するため、育成単層林・育成複層林・天然生林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に対する市民の期待が高まっており、それに関連する機能について従前以上の配慮が必要である。

具体的には、市、林業事業者、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進める。さらには、その基盤となる路網整備の推進を図るとともに、森林経営の受委託の促進、林業の担い手育成、しいたけの産地再生に向けた取組など施業実施体制の整備、関連施設の積極的活用により、地域林業の振興を図る。

### **3 森林施業の合理化に関する基本方針**

森林施業の合理化を図るため、近隣の市町村、森林所有者及び地域内の林業関係者との合意形成並びに国有林と民有林の連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進等を計画的かつ総合的に推進する。

- (1) 森林の所有者や境界、地形、樹種等、森林整備の基盤となる森林資源等情報の整備と精度向上に努めると共に、当該情報の活用により、森林所有者や岩手県意欲と能力のある林業経営体等による森林施業を含む森林の経営管理に関する活動の効率化を図る。
- (2) 森林の集約化が可能な地域は、普及啓発活動を通じて森林所有者間の同意形成に努めるとともに、効率的な林業経営を促進するための施業や経営の受委託の働きかけを行い、岩手県意欲と能力のある林業経営体等への集約化を推進する。
- (3) 林業従事者の養成及び確保を図るため、雇用の受け皿となる岩手県意欲と能力のある林業経営体等への支援を通じて、基盤強化の促進を図る。
- (4) 県の指導や協力を受けながら、岩手県意欲と能力のある林業経営体等と共に、再造林を見越した一貫作業やスマート林業等の低コスト施業の研究・導入に努める。
- (5) 森林施業の効率化、作業の省力化を図るため、林業経営体に対し、県の協力を受けながら高性能林業機械の導入等を支援する。
- (6) 林業経営体のほか、森林経営の多様な担い手の創出を図るため、自家労働作業により収益を得ながら、地域の森林を地域住民が複業等によって手入れを進める自伐型林業者の育成を図る。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢については、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

地域	樹種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
一関市全域	35年	35年	30年	40年	20年

※ 当市の森林は、特に東側で森林の成長力が旺盛であり、主伐の時期が比較的に早いため、標準伐期齢を上記のとおりとする。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す(3)又は(4)によるものとする。

また、主伐の際は以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

(1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所当たりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るほか、伐採後の確実な更新を確保するものとする。

伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全に極力配慮するものとする。

(2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

(3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないよう適切な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね 20ha ごとに保存帯を設け、的確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新やぼう芽による更新が確実に見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ 11 月から 3 月の間に伐採するものとする。

(4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹種	主伐時期の目安	伐区の設定方法等
択伐	単木択伐作業	スギ	70 年以上	伐採率は 30% 以下
		アカマツ	70 年以上	
		カラマツ	60 年以上	
有用広葉樹		100 年以上		
群状択伐作業	スギ	70 年以上	1 伐区 20m × 20m で 4 箇所/ha 程度以内	
	アカマツ カラマツ	70 年以上 60 年以上		
帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	70 年以上 70 年以上 60 年以上	伐採幅は高木の樹高程度以内	
皆伐	長伐期作業	スギ	70 年以上	伐区の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い下流域に被害を及ぼす恐れがない程度とする。
		アカマツ カラマツ	70 年以上 60 年以上	
	ケヤキその他有用広葉樹	100 年以上		
短・中伐期作業	スギ	35～60 年以上		
	アカマツ	35～60 年以上		
	カラマツ	30～55 年以上		
	ナラ類	20～30 年以上		

- (6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。
- (7) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- (8) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- (9) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

### 3 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適格な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、立地条件、既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向を勘案の上、適地適木を旨として次のとおりとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用針葉樹及び有用広葉樹	

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受け、適切な樹種を選択する。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ① 人工造林の樹種、仕立ての方法及び標準的な植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎	1,000	標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受ける。 複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。
	中	3,000	
	密	4,000	
アカマツ	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

## ② その他人工造林の方法

その他必要な事項について、以下のとおり定める。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し、行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう坑木により固定するものとする。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うものとする。
植栽の時期	植栽時期は、原則として、樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとする。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えない。 秋植えを行う場合には、落葉から降霜期までに植付けが終わるよう留意する。
低コスト造林の導入	伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとする。

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、岩手県が定めた「天然更新完了基準(技術指針)」(平成20年4月23日付け森整第91号)により、下記のとおり定める。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ等、将来樹冠を形成する広葉樹(高木性)
ぼう芽による更新が期待できる樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

### (2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm以上とする。

#### ① 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数(本/ha)
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ等、将来樹冠を形成する広葉樹(高木性)	6,500

#### ② 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本

	数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株当たりの仕立て本数2～5本を目安として行う。

### ③ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域（概ね6割以上）に、将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね30cm以上の後継樹の密度が2,000本/ha以上で発生している状態とする。

$$2,000\text{本/ha} \approx 6,500\text{本/ha} (\text{期待成立本数}) \times 3/10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため、主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

- ① 現況が針葉樹人工林である森林
- ② 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しない森林
- ③ 林床に更新樹種が存在しない森林

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

### (1) 造林の対象樹種

- ① 人工造林の場合  
1の(1)による。
- ② 天然更新の場合  
2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数 (本/ha)	備考
6,500	

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本/ha} \approx 6,500 \text{ 本/ha (期待成立本数)} \times 3/10$$

## 5 その他必要な事項

### (1) 再造林の促進

針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向けて適地適木を基本としながら、再造林を積極的に促進する。

### (2) 広葉樹資源の持続的利用

製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。

### (3) 制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹幹疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

### 2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

樹種	間伐の時期の目安	間伐を実施すべき標準的な林齢					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19年	25年	33年	46年		間伐の方法は、原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用する。
アカマツ		17年	21年	27年	36年	51年	
カラマツ		16年	21年	29年	48年		

### 3 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

#### (1) 保育の種類及び実施すべき標準的な林齢

樹種	保育の種類	実施林齢															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切							○				○					
	除伐								○				○				
	枝打ち											○					○
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除伐							○								○	
カラマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除伐								○							○	

#### (2) 保育の考え方及び標準的な方法

保育作業	考え方と標準的な方法	
下刈	考え方	<p>目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも考慮しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。</p> <p>また、その終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植</p>

		生高により判断することとする。
	標準的な方法	下刈は造林木の高さが雑草木の概ね 1.5 倍程度になるまで行う。実施時期は雑草木の成長が最盛期となる直前とし、概ね 6 月中旬～ 8 月頃を目途とする。
つる切	標準的な方法	下刈終了後 2～3 年を目安に、つる類の繁茂が著しい時期において実施する。実施時期は 6 月～ 9 月頃を目途とする。
除 伐	考え方	下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。 また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案の上、有用なものは保護し、育成することとする。
	標準的な方法	林分が閉鎖を始めた段階で目的樹種の成長を阻害している侵入広葉樹等の除去を行う。なお、自然条件等によって方法を考慮する。実施季節は年間を通じて実施する。
枝打ち	標準的な方法	成長が優れ、幹に欠点がないスギについて枝打ちを行う。実施季節は 10 月～ 2 月とする。 1 回目 枝下高 2 m 、 2 回目 枝下高 4 m

#### 4 その他必要な事項

##### (1) 間伐及び保育を行う際の留意事項

標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法によるものとする。

また、次の事項を考慮することとする。

- ① 間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。
- ② 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の拡大を促進するものとする。
- ③ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするほか、生態系の維持・保全にも配慮するものとする。
- ④ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

##### (2) 制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林は、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

### (3) 平均的な間伐の実施時期の間隔

平均的な間伐の実施時期の間隔については、2の表「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」を標準とし、標準伐期齢以上（標準伐期齢～11 齢級）では、間伐の間隔を15年とする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は、次のとおり示している。

- ・ 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
（以下、「水源涵養機能維持増進森林」とする。）
- ・ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする。）
- ・ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とする。）
- ・ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
（以下、「保健文化機能維持増進森林」とする。）
- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする。）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

なお、岩手県における森林の機能区分は、「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

<森林の区分>

	市の区分 (国の例示区分に準拠)	県の区分
公益的機能別 施業森林	水源涵養機能維持増進森林	県土水源保全森林 (ほぜんの森)
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	
	快適環境形成機能維持増進森林	生活環境保全森林 (ふれあいの森)
	保健文化機能維持増進森林	生態系保全森林 (悠久の森)
木材等生産機能 維持増進森林	木材等生産機能維持増進森林	資源循環利用森林 (循環の森)

## 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の区分に応じ、各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び施業方法について、次のとおりとする。

### (1) 水源涵養機能維持増進森林

#### ① 区域の設定

水源涵養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、当該森林の区域を別表 1 (1)により定める。

#### ② 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表 2 (1)により定める。

<森林の伐期齢の下限（伐期の延長：標準伐期齢に 10 年加算）>

区域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
一関市全域	45 年	45 年	40 年	50 年	30 年

### (2) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林及び保健文化機能維持増進森林

#### ① 区域の設定

##### ア 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等

当該森林の区域を別表 1 (2)により定める。

##### イ 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

当該森林の区域を別表 1 (3)により定める。

##### ウ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

当該森林の区域を別表 1 (4)により定める。

## ② 施業の方法

区分	施業の方法
ア 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。
イ 快適環境形成機能維持増進森林	風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。
ウ 保健文化機能維持増進森林	憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。 特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

①に掲げる森林については、原則として「複層林施業」を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、「択伐による複層林施業」を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は「長伐期施業」を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限を、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、①に掲げる森林の区域のうち、機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定める。

<長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限（標準伐期齢の2倍）>

区域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
一関市全域	70年	70年	60年	80年	40年

## 2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

区 分	区域の設定基準	区域
木材等生産機能維持増進森林	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や森林経営計画の策定状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林	別表1(5)
特に効率的な施業が可能な森林	木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林	別表1(6)

## (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林 (県の基準による県土水源保全森林)	別添 1	68,382.34
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 (県の基準による県土水源保全森林)	別添 1	490.22
(3) 快適環境形成機能維持増進森林 (県の基準による生活環境保全森林)	別添 1	1.49
(4) 保健文化機能維持増進森林 (県の基準による生態系保全森林)	別添 1	351.25
(5) 木材等生産機能維持増進森林 (県の基準による資源循環利用森林)	別添 1	35,435.41
(6) (5)のうち、特に効率的な施業が可能な森林	別添 1	2,254.34

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
(1) 伐期の延長を推進すべき森林	別添 2	68,382.34	
複層林施業を推進すべき森林	(2) 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	なし	0
	(3) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし	0
(4) 長伐期施業を推進すべき森林	別添 2	842.96	
(5) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	なし	0	

## **2 その他必要な事項**

### **(1) 施業実施協定の締結の促進方法**

該当なし

### **(2) その他**

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

### **2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等による施業集約化及び森林経営計画の作成を促進する。また、施業集約化に必要な情報の提供等の積極的な支援を行う。

### **3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林経営の受委託の内容を明らかにするよう留意のこと。

### **4 森林経営管理制度の活用に関する事項**

森林所有者が自ら森林組合等に施業を委託するなどの森林の経営管理を実行することができない場合、森林経営管理制度では、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」又は市町村による森林の経営管理が可能となっているが、本市においては、まず森林経営の判断の基盤となる森林資源情報の精度向上に努め、既存の森林経営計画制度による森林の経営管理を推進する。

なお、森林経営管理制度については、森林資源情報の整備及び森林所有者への意向調査を進めながら林業経営体と連携した体制整備を図っていく。

## **5 その他必要事項**

特になし

## **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

### **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

本市の森林所有形態は、5 ha 未満の林家が7割以上と極めて小規模な経営が大半を占めている。

更に、路網の整備の立ち遅れ、経営費用の高騰により、保育、間伐が必要となっているにも関わらず、実施されていない林分の増加が目立っている。

そのため、集約化が可能な地域にあつては、県・市及び森林組合と林家が協力して、集落座談会等普及啓発活動を強化し、森林施業の共同化のための森林所有者間の合意形成を図るとともに、施業の共同化による効率的な林業経営を推進するため、森林組合等の受委託を促進し、適正な森林施業の確保に努めるものとする。

## **2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

森林の集約化が可能な地域にあつては、市や森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動の促進等を通じて、森林施業の共同化を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同施業の確実な実施の促進を図る。

## **3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者の一が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

## **4 その他必要な事項**

特になし

## **第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

### **1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項**

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設に当たっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとする。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組

み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえた上で、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここでいう路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

<効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準>

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地( 0° ~15° )	車両系作業システム	30 以上	80 以上	110 以上
中傾斜地(15° ~30° )	車両系作業システム	23 以上	62 以上	85 以上
	架線系作業システム	23 以上	2 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~35° )	車両系作業システム	16 以上	44 以上	60 (50) 以上
	架線系作業システム	16 以上	4 以上	20 (15) 以上
急峻地(35° ~ )	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

注 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

※「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

## 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて効率的な森林施業推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定する。

路網整備等推進区域		面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
区域	林班					
赤沢	2102、2104、2105、2106	291	赤沢線	6,300	1	
早坂	7059、7065、7068、7069	248	早坂線	4,410	2	

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ① 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日森保第872号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

## ② 基幹路網の整備計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/拡張	種類	(区分)	位置(林班)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道	指定林道	2102、2104、2105、2106	赤沢	6.300	291	○		
			7059、7065、7068、7069	早坂	0.100	248	○		
					4.310		—		
開設計				2 路線	10.710	539			
拡張(改良)	自動車道	指定林道	7059、7065、7068、7069	早坂	0.100	248	○		
					1.660		—		
		林道	270	市野々原	1.990	366	○		局部改良(排水)
			276、277	コゴミ立山	0.820	158	○		局部改良(橋梁)
			1122、1123、1132、1133、1137、1173	沼田大森	3.495	183	○		局部改良(橋梁)
			5105、5106	桐木	1.418	69	○		局部改良(橋梁)
			5051、5052、5054	矢越	2.777	119	○		局部改良(橋梁)
			2135	大日向	0.505	168	○		局部改良(橋梁)
拡張計				7 路線	12.765	1,311			

## ③ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

## (2) 細部路網に関する事項

### ① 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)、岩手県森林作業道作設指針(平成23年4月8日森整第27号)に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設に係る留意点については、次のとおりとする。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであることから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

ア 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。

また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。

イ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。

ウ やむを得ず破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。

エ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。

オ 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。

カ 作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

## ② 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日森整第 27 号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

## 4 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

(2) 山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

## 第 8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業就業者の確保・育成

林業就業者の確保・育成のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターとの連携により、森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系的研修を進め、林業就業者のキャリア形成支援を図る。

また、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、「いわて林業アカデミー」の積極的活用などにより、U J I ターン者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした基礎的な知識や技能を習得するための講習等を通じて、林業への新規就業の円滑化に努めるとともに、労働安全対策を強化し、労働環境の改善を図る。

## (2) 岩手県意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

岩手県意欲と能力のある林業経営体等に対し、経営基盤の強化を支援するとともに、森林経営計画の作成や低コスト化を実現できる高度な能力を有する林業事業者として育成・支援に努める。

なお、生産性の向上のための高性能林業機械の導入を支援するとともに、林業労働力確保支援センターによる経営指導や研修を通じて育成強化に努める。

また、林業経営体のほか、森林経営の多様な担い手の創出を図るため、自家労働作業により収益を得ながら、地域の森林を地域住民が副業などによって手入れを進める自伐型林業者の育成強化に努める。

## (3) 林家等の林業経営の活性化

林業経営の安定化を図るため、林家や林業経営を行っている企業等の主体的取り組みを助長し、経営規模、経営構造に対応した効率的な林業経営を促進するとともに、経営意識の高揚と活発な林業生産活動の展開を促進する。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

傾斜等自然的条件や路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進するとともに、現地の作業条件に応じた効率的作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。また、ICTやAI等を活用することにより木材の生産管理の効率化に努める。

<高性能機械を主体とする林業機械の導入目標>

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	市内全域	センサーによる伐倒もまだかなりの割合を占めているがハーベスタ伐倒やプロセッサによる造材の割合も確実に増加している。 また、作業道開設等に威力を発揮するフェラバンチャ機能を有するグラップルの普及が進んでいる。	今後は効率化や省力化を図るため、ICTハーベスタや需給マッチング・SMCシステム等を導入し需要に応じた供給体制を図る機械の導入を推進する。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の素材生産量は、昨今の厳しい林業情勢を反映し価格低迷が続き、厳しい状況が続いている。スギ、アカマツ等針葉樹素材は地元工場等で製材出荷されるケースもあるが、一般的には、間伐材を中心に森林組合の共販活動により木材センター等に素材出荷されている。

広葉樹素材は、主にパルプとして市内工場等で生産されている。

これらの状況を踏まえて、流通・販売経路を整理し、サプライチェーンを構築することにより、地域産材の利用推進を図り地域経済の循環を促す。

地域の特用林産物である、しいたけ生産については、既存の集出荷施設を中心とした流通施設を活用しつつ、生産者に寄り添った形で必要な施設等の整備を推進する。

<林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画>

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
木材流通センター	滝沢	10,850 m <sup>2</sup>	①				一関
製材施設	真柴	20～2,900 m <sup>2</sup>	②				〃
チップ工場	巖美町	1,100～16,000 m <sup>2</sup>	③				〃
しいたけ生産施設	萩荘	78 m <sup>2</sup>	④				〃
しいたけ生産施設	萩荘	207 m <sup>2</sup>	⑤				〃
しいたけ生産施設	萩荘	119 m <sup>2</sup>	⑥				〃
くり園	金沢		⑦				花泉
しいたけ乾燥施設	永井・日形		⑧				〃
木材流通センター	摺沢	24,400 m <sup>2</sup>	⑨				大東
製材施設	大原・摺沢		⑩				〃
チップ製造施設	摺沢		⑪				〃
特用林産物集出荷施設	興田	391 m <sup>2</sup>	⑫				〃
しいたけ乾燥施設	摺沢・猿沢・曾慶	99～166 m <sup>2</sup>	⑬				〃
農産物集出荷センター	摺沢	3,780 m <sup>2</sup>	⑭				〃
農業技術拠点施設	摺沢	1,082 m <sup>2</sup>	⑮				〃
椎茸乾燥施設兼作業用施設	竹沢	2棟4台	⑯				東山
椎茸乾燥施設兼作業用施設	紙生里	1棟4台	⑰				〃
椎茸乾燥施設兼作業用施設	久保	1棟2台	⑱				〃
椎茸乾燥施設兼作業用施設	柴宿	1棟2台	⑲				〃
椎茸乾燥施設兼作業用施設	大木	1台	⑳				〃
生しいたけ生産出荷施設	竹沢	1式	㉑				〃
オガ粉製造施設	竹沢	1式	㉒				〃
製材施設	羽根堀	総取扱高 年間2,400 m <sup>3</sup>	㉓				〃
チップ工場	東本町	総取扱高 年間 18,000 m <sup>3</sup>	㉔				〃
製材施設	折壁外	170～7,500 m <sup>3</sup>	㉕				室根
チップ工場	津谷川	11,000 m <sup>3</sup>	㉖				〃
製材施設	宮畑・門崎・高成	3工場	㉗				川崎
プレカット工場	増沢	500～5,000 m <sup>3</sup>	㉘				藤沢
しいたけ生産施設				市内	10棟 (194 m <sup>3</sup> /棟)		

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし

##### 2 その他必要な事項

特になし

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

###### ① 松くい虫被害対策の方針

当市は松くい虫の高被害地域であるため、重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る。

###### ア 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、当該松林の被害が高度公益機能森林又は未被害地域の松林に著しく拡大すると認められる松林であって、樹種転換を推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）、衛生伐等森林整備

機能区分	松林機能	防除方法
地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）、衛生伐等森林整備

## イ 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除と併せ、被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採に当たっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（平成 27 年 3 月 3 日付け森整第 799 号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

## ウ 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

## エ 松くい虫被害木の有効利用

駆除した被害木は、現場状況に応じ、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」（令和 4 年 3 月 29 日付け森整第 968 号）に従い積極的に破砕（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採するなど、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとする。

## ② ナラ枯れ被害対策の方針

被害未発生地域への被害の拡大を阻止するため、監視強化による被害木の早期発見と適切な方法による駆除を実施し、被害の拡大を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採・更新を進め、被害を受けやすいナラの大径木を周辺の樹木とともに伐採して、ナラ林全体を若返らせ、被害拡大の防止を図るほか、伐採した木材を用材、チップ、バイオマス資源として活用するなど、市内での利用を推進するものとする。

## (2) その他

特になし

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災の大部分は人為的要因によることから、関係機関と連携して、巡視・啓発活動を推進し、入山者、農業者等への情報発信を行うこととする。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議の上、森林法第21条の規定に基づく市長による許可を受けた上で行うものとする。

## 5 その他必要な事項

特になし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

該当なし

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

###### (2) 立木の期待平均樹高

該当なし

##### 4 その他必要な事項

特になし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について、適切に計画すべきものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、次のとおり定める。

別紙 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域のとおり

#### (3) その他

森林経営管理法に基づく経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

### 2 生活環境の整備に関する事項

- ・生活環境施設の整備計画  
該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

#### (1) 森林・林業を支える山村の活性化と定住の促進に関する事項

##### ① 山村における就業機会の確保・拡大と生活環境の整備

造林、保育、間伐等森林施業の計画的かつ適正な実施を推進し、林業への就業機会の確保・拡大を図るとともに、一般的な皆伐施業のほか、自伐型林業による多間伐施業も併せて進め、森林資源の循環利用を図りながら、原木しいたけ等きこ類など特用林産物の生産や農業等との複合経営に努め、山村における所得の向上を図るものとする。

##### ② 都市と山村の交流と定住の促進について

森林資源が豊富で、市街地と山村地域が近接しているという地域の特性を活かしながら、都市と山村の地域間交流を進め、地域とボランティア、NPO等が協働してグリーン・ツーリズム※<sup>1</sup>、ワーキングホリデー※<sup>2</sup>などの林業体験、山村生活体験等の機会の提供や、都市部か

らの移住による林業就業者への支援等を行うことにより地域振興と山村の活性化を図るものとする。

※<sup>1</sup> グリーン・ツーリズム：主として都市の住民が、農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

※<sup>2</sup> ワーキングホリデー：主として都市の住民が、余暇を利用し、農山村地域において、農林業の手伝いなどを通して山村の暮らしや仕事を理解する体験活動

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

里山林等には、貴重な自然が残されていることから、その保全に努め、広く市民が利用し、自然に親しむ機会を提供するものとする。

また、地域の特性を生かした森林の総合利用を推進するため、地域の実情や利用者の意向等を踏まえ、多数の利用者が見込まれる施設整備に努めるものとする。

##### <森林の総合利用施設の整備計画>

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
一関市総合保養センター	巖美町	親水広場 8,390 m <sup>2</sup> テニスコート ゲートボール場 各4面 コテージ10棟 (49~71 m <sup>2</sup> )			1
アストロ・ロマン大東	大東町 大原	全体面積 947,581 m <sup>2</sup> 管理棟 452 m <sup>2</sup> 林間広場 6,360 m <sup>2</sup> キャンプ場 848 m <sup>2</sup> 遊歩道 5,267m マウンテンバイクコース 5,047m			2
唐梅館森林総合公園	東山町 西本町	キャンプサイト・炊事棟・便所・東屋・遊歩道・林間広場			3
室根山ふるさと自然公園	室根山	東屋・便所・林間広場 66 m <sup>2</sup>			4
川崎石蔵山林間広場	川崎町 石蔵	30,000 m <sup>2</sup>			5

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市民植樹祭の開催や、公有林を活用し、市民が自ら森林整備や保全活動に参加できる機会を提供するほか、緑化推進委員会の行う緑の募金活動への市民の積極的参加の呼びかけなど、森林整備及び保全に対する多様なボランティア活動の展開を推進するものとする。

また、一関市バイオマス産業都市構想の中で、「市民による地域に根差した木質バイオマスの利用」の推進を図ることとしており、構想の実現に向けた市民による未利用間伐材等の集材活動

の取組により、集材した木材を市内のチップ工場に搬入して、チップ化し、燃料として活用することで、地域の林地残材がエネルギーとして生まれ変わる社会の構築に向け、推進していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

都市部住民と山村地域住民との交流を促進し、森林整備や保全、林業活動の重要性について理解を深めるほか、それらの活動への社会支援の必要性について意識の高揚を図るものとする。

(3) その他

特になし

**6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項**

(1) 経営管理権の設定状況

計画策定時点では設定なし

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

計画期間内に意向調査等に取り組む。

**7 その他必要な事項**

特になし